

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和5年11月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 真理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和7年5月文楽公演における足立区文化芸術劇場(シアター1010)の利用について	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年11月7日	足立区シアター1010 指定管理者共同事業体 ／東京都足立区千住3-92	2000020131211	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		6,610,168						
令和6年12月神奈川県立青少年センター使用の申し込みについて	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年11月7日	神奈川県立青少年センター ／神奈川県横浜市西区紅葉ヶ丘9-1	1000020140007	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		1,273,000						
令和5年度国立劇場構内の電話設備保守等業務委託(変更契約)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年11月16日	沖電気工業株式会社 ／東京都港区虎ノ門1-7-12	7010401006126	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		5,448,300						
令和5年12月文楽公演・文楽鑑賞教室字幕文字等表示業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年11月24日	株式会社イヤホンガイド ／東京都中央区銀座3-14-1	3010001035017	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		1,018,875						概算額(単価契約等)
「独立行政法人日本芸術文化振興会隼町地区複合機の賃貸借(平成31年4月から60か月間)」設置場所追加(変更契約)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子 ／東京都千代田区隼町4-1	令和5年11月28日	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 ／みずほリース株式会社 ／東京都江東区豊洲2-2-1 ／東京都港区虎ノ門1-2-6	1011101015050/ 3010401094447	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		40,583,268						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和5年11月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 真理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
平成30～35年度日本芸術文化振興会チケット販売システム導入等業務(平成31年3月～平成36年3月)(変更契約)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川真理子／東京都千代田区隼町4-1	令和5年11月30日	株式会社リンクステーション／青森県青森市浜館2-1-1	7420001004570	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		501,762,708						概算額(単価契約等)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。